




議員提出議案第2号


平成23年9月6日

逗子市議会議長 岡本 勇 殿

逗子市議会議員

若菜年治 

同

加藤香子 

逗子市まちづくり条例の一部を改正する条例

地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条第2項及び逗子市議会会議規則（昭和43年逗子市議会規則第3号）第14条の規定により、別紙のとおり提出する。

(別紙)

逗子市まちづくり条例の一部を改正する条例

逗子市まちづくり条例（平成14年逗子市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第36条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 市長は、次に掲げる事項について、審議会に諮問しなければならない。

- (1) 開発事業の基準の変更に関すること。
- (2) 前項第5号の規定による逗子市まちづくり条例施行規則（平成14年逗子市規則第34号）第39条第5号ただし書の規定の適用に関すること。

第53条第1項中「付属機関」を「附属機関」に、「逗子市まちづくり審議会（以下「審議会」という。）」を「審議会」に改め、同条第2項中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

- (7) 第36条第1項第5号の規定による逗子市まちづくり条例施行規則第39条第5号ただし書の規定の適用に関すること。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

逗子市まちづくり条例の「開発事業の基準」の変更及び適用を行う場合において、まちづくり審議会に諮問することにより、条例の運用においてより一層の公正性、透明性を高めるため提案する。